



消費者注意報

Vol.5

投資用ソフトで簡単に儲かるってほんと!?



Q. 投資用ソフトはどんな手口で勧められるの？

A. SNS(裏面参照)で知り合った人と何度かメール交換。カフェや飲み会に誘われ出向くと、友人と称する人物が現れ、『投資ソフトの説明』と言って事務所などに誘導し契約させます。

Q. 投資用ソフトって具体的にはどんなもの？

A. 「パソコンにインストールして、あとは決まった時間にちょっと操作するだけ」と説明されますが、購入者はたいていの場合、詳しい内容や操作を理解していません。ソフトの名称としては株先物・FXや競馬用投資ソフトなどとなっています。

Q. 購入を勧められてもお金がないと言えば断れる？

A. 投資用ソフトは高額なため、銀行のカードローンや消費者金融から借りて購入するよう勧められます。断りきれずに契約すると借金だけが残ることになります。支払いに困ると、「別の人へのソフトを勧めれば、マージンがもらえる」という話を紹介者が持ちかけてくるケースもあります。

Q. 契約してしまったら解約できない？

A. 紹介者に解約の意思を伝えても取り合わなかったり、返金を求めてなかなか応じないケースが多く見受けられます。解約したい場合やおかしいなと思ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

ご相談はお近くの消費生活センターへ

SNSって面白いし、楽しいし、みんなやってるけど……

若者を中心に多くの人が利用しているSNS※1。

しかし、最近、SNSを利用したデート商法※2やアポイントメントセールス※3のトラブルが増加しています。

SNSで知り合った人とどんなに親しくやり取りをしていても、実際に会うときは慎重に。悪質業者が友達を装っているかもしれません。SNS上の交流とは無関係な、ビジネスの話を持ちかけられた時ははっきりと断りましょう。

アポイントメントセールスに該当する場合、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。
契約書や領収書は必ず受け取りましょう。

また、断れない状況を作り契約を迫るなどの勧誘行為があった時は、契約を取り消すことができます。
不安や疑問を感じたら、すぐ消費生活センターに相談しましょう。

TO: ●●ちゃん
FROM: ××男

こんばんは！
いつもメールばっか
じやあれだし、
今度会って
いろいろ話さない？

次の土曜日、
場所は●◆でどう？



※1 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)



※2 デート商法

・販売目的を隠して近づき、巧みな話術で好意を抱かせ、それに付け込んで商品等を販売する方法。異性の感情を利用して断りにくい状況を作り出し契約させる。クーリングオフ期間が過ぎると、連絡が取れなくなることも・・・。

※3 アポイントメントセールス

・業者が販売目的を告げずに、カフェや店舗等に呼び出し、「有利な条件」で取引できるなどと言って勧誘。契約するまで帰れない状態にして契約させる。

まずお電話を！

消費者ホットライン 0570-064-370
(お近くの消費生活相談窓口へつながります)

京都府消費生活安全センターくらしの相談 075-671-0004
高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144

山城広域振興局商工労働観光室 0774-21-2426
南丹広域振興局商工労働観光室 0771-23-4438
中丹広域振興局商工労働観光室 0773-62-2506
丹後広域振興局商工労働観光室 0772-62-4304

消費生活土日祝日電話相談（緊急のみ） 075-257-9002